

千代田区歯科口腔保健推進 条例案検討委員会報告書

平成 24 年 8 月

は じ め に

歯と口腔の健康の保持・増進は、健康で質の高い生活を営む上で、また、健康寿命を延ばす上で重要な役割を果たしています。

平成元年、高齢社会となった我が国において、自分の歯が 20 本以上あれば義歯を使用しなくてもほとんどの食品を摂取することができるという疫学調査の結果に基づき、「80 歳で 20 本以上自分の歯を保とう」という「8020 運動」が提唱されました。これは、成人の歯科保健の目標となり、20 年以上にわたって全国各地でさまざまな歯科保健への取り組みが行われてきました。しかし、80 歳で 20 本以上自分の歯がある人は、2011 年全国の歯科疾患実態調査によると 38%であり、まだ半数に達していません。

千代田区では、区民の歯科口腔保健を向上させるために、従来から妊産婦、乳幼児や学童を中心に歯科健診等を実施するとともに、区民歯科健診として、19 歳以上の全ての区民が、年 1 回の歯科健診を生涯にわたり受診できるように努力してまいりました。

このような取り組みの結果、学齢期までの子供のう蝕（むし歯）有病者率は低く推移するなど成果を上げていますが、高齢化が進む中で、高齢者の口腔ケア等、今後とも区民の歯と口腔について、生涯を通じて健康づくりを推進していくことが大切だと認識しております。

平成 23 年に公布された国の「歯科口腔保健の推進に関する法律」や、同法第 12 条第 1 項に定める「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を踏まえ、千代田区では、歯と口腔の健康づくり推進の指針となる条例案の策定を目指し、学識経験者、歯科医師会、区民等を構成委員とする検討委員会の中で討議を行ってきました。

その検討結果を、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な理念、また、区、歯科医師等及び区民等の責務と役割、さらに、歯科口腔保健に関する施策の基本的事項等を骨子とする「千代田区歯と口腔の健康づくり推進条例案」として取りまとめ、ここに報告するものです。委員各位の活発な議論と協力により、取りまとめができたことを深く感謝いたします。

平成 24 年 8 月

千代田区歯科口腔保健推進条例案検討委員会

会 長 川口 陽子

（東京医科歯科大学大学院 健康推進歯学分野教授）

目 次

. 千代田区歯科保健の現状と課題.....	1
. 千代田区歯と口腔の健康づくり推進条例（案）	7
. 検討委員会意見抜粋.....	10
. 検討経過.....	13
. 千代田区歯科口腔保健推進条例案検討委員会委員名簿.....	21

.千代田区歯科保健の現状と課題

千代田区の概況

千代田区の人口（住民登録）は、平成 12 年（2000 年）には 39,297 人まで減少しました。しかし、平成 12 年を境に再び増加に転じ、平成 16 年には 4 万人台を回復し、それ以降毎年 1,000 人程度の人口増加を記録しています。それに伴い、出生数、年少人口も増加し、平成 23 年の出生数は 376 人と、平成 12 年の 235 人に比べ、大幅に増加しています。

また、人口の伸びに伴う高齢化の進行も同時に見られ、区では 75 歳以上の後期高齢者が、前期高齢者人口を上回る状態が続いています。要介護認定率も 20.68%（平成 23 年 12 月末現在）と、全国的にも高い水準にあります。

千代田区の歯科保健

千代田区は、区内に歯科大学・大学歯学部が 2 か所、大学附属病院 3 か所、歯科診療科を標榜する病院 3 か所、歯科衛生士学校 3 か所、歯科技工士学校 2 か所、歯科診療所 354 か所（平成 24 年 3 月末現在）を有しており、歯科保健に関する社会資源には非常に恵まれた地域と言えます。

また、区保健所でも、乳幼児・学童への歯科健診、フッ素塗布などの予防処置、歯科保健指導、食べ方相談、歯科疾患予防に関する教室開催・歯科保健教育等を行っています。また、区民歯科健診は 19 歳以上を対象としており、生涯を通じた歯科健診を受診できる環境が整っています。その結果、むし歯のある者の率や、高齢期の歯の保有本数は、国が今回示した目標（平成 24 年 7 月 23 日付「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項に関する目標等について」）を上回っており、特に乳幼児期・学齢期の歯科に関する健康状況は、全国的にも非常に高い水準にあります。

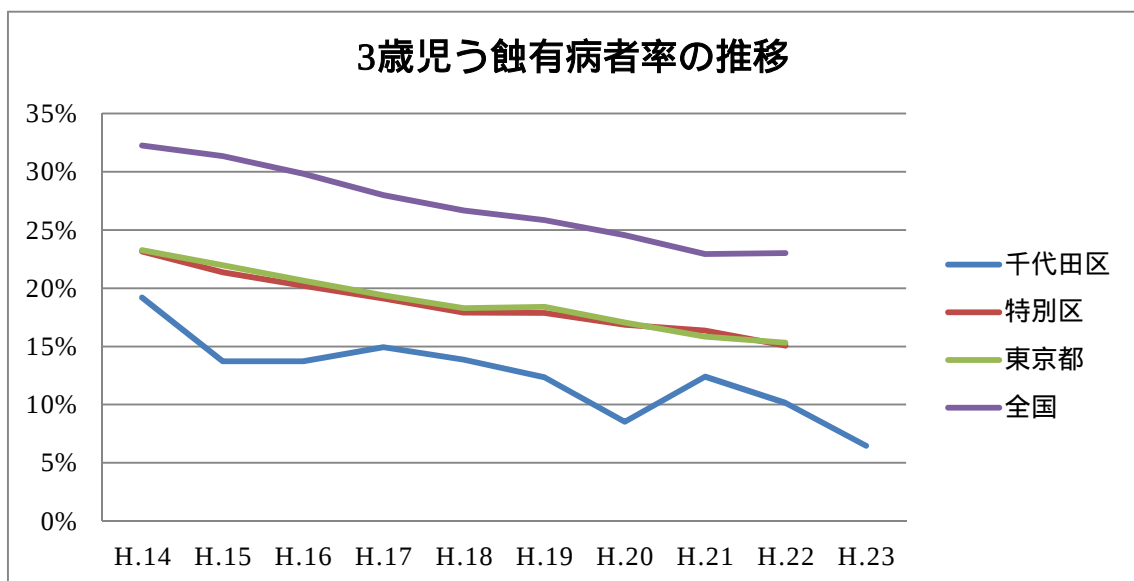
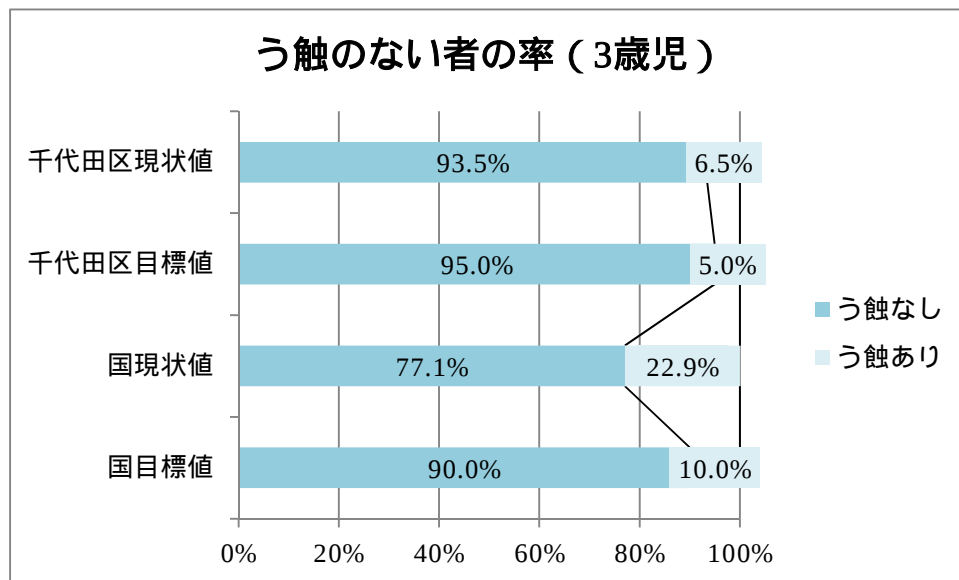
今後は、この高い水準を保ちつつ、さらに区民が自主的かつ自覚的に歯と口腔の健康づくりに取り組める環境づくりに取り組んでいく必要があります。

乳幼児期

● 3歳児でう蝕のない者の率

千代田区		全国	
現状値 (平成 23 年度)	目標値	現状値 (平成 21 年)	目標値
93.5%	95%	77.1%	90%

全国値は、平成 24 年 7 月 23 日付医政歯発 0723 第 1 号「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に関する参考資料 による。以下、同様。

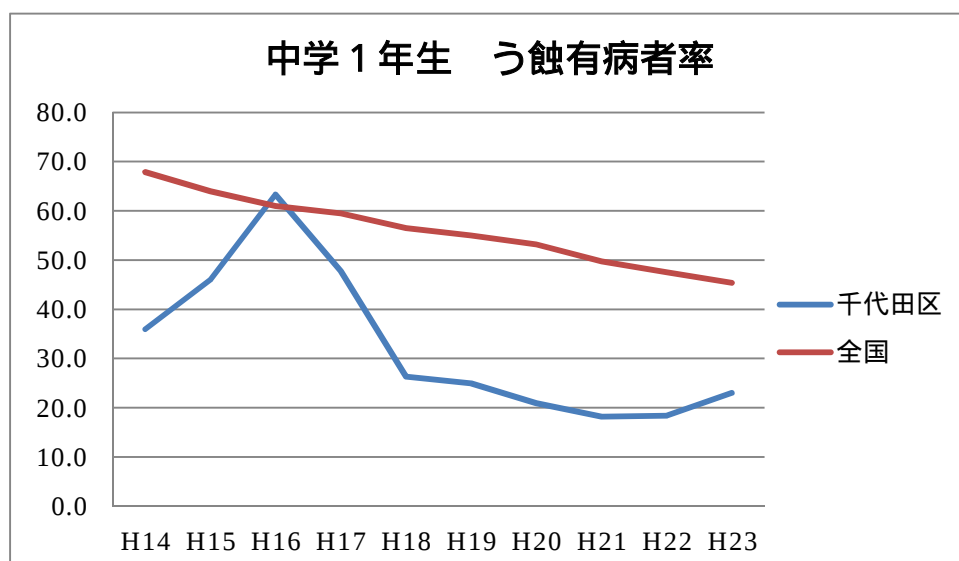
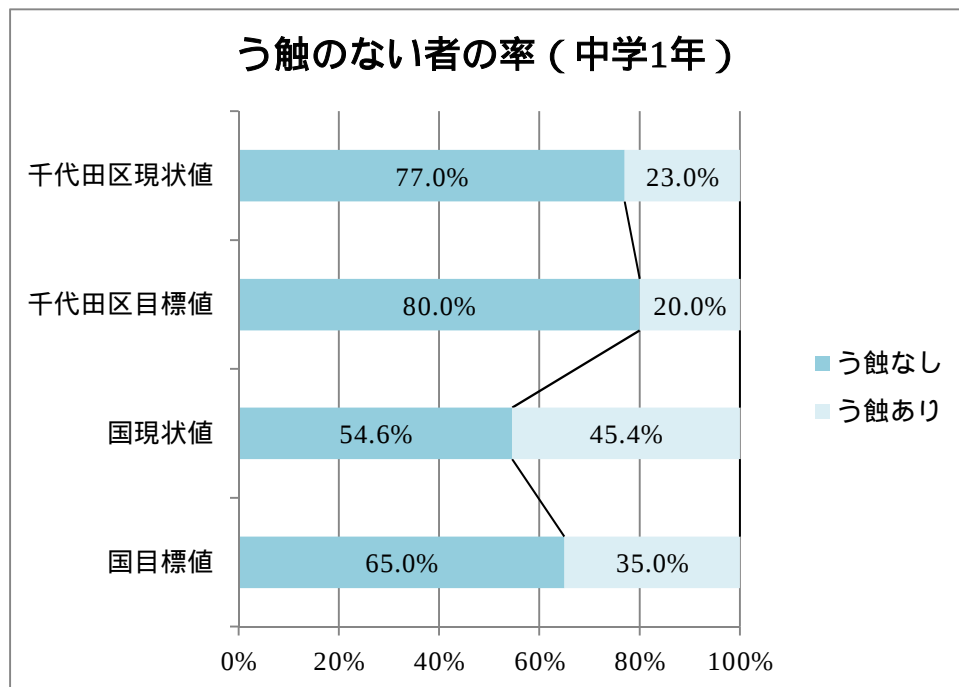


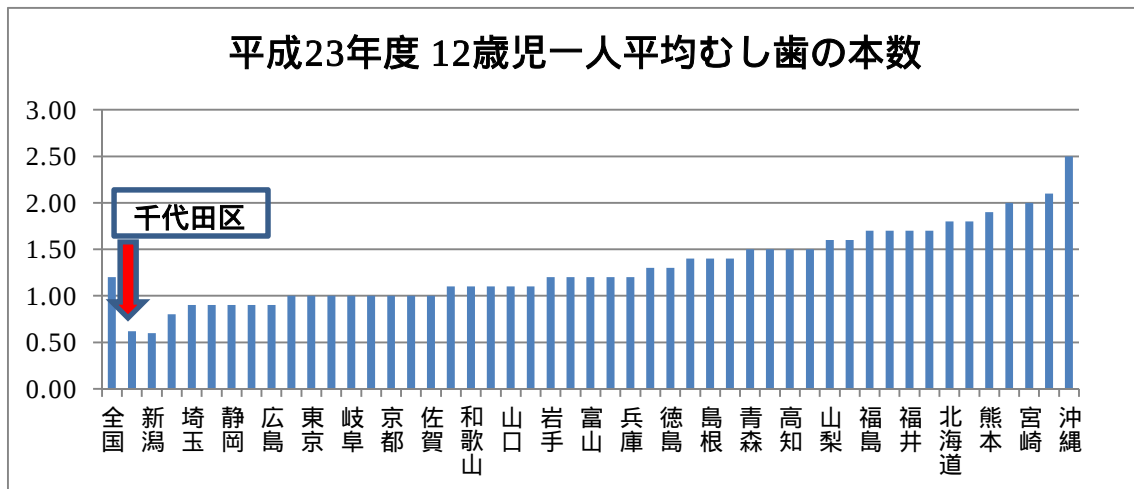
学齢期（高等学校等を含む）

● 中学 1 年でう蝕のない者の率

千代田区		全国（12 歳）	
現状値 （平成 23 年度）	目標値	現状値 （平成 23 年）	目標値
77.0%	80%	54.6%	65%

全国は 12 歳児の値

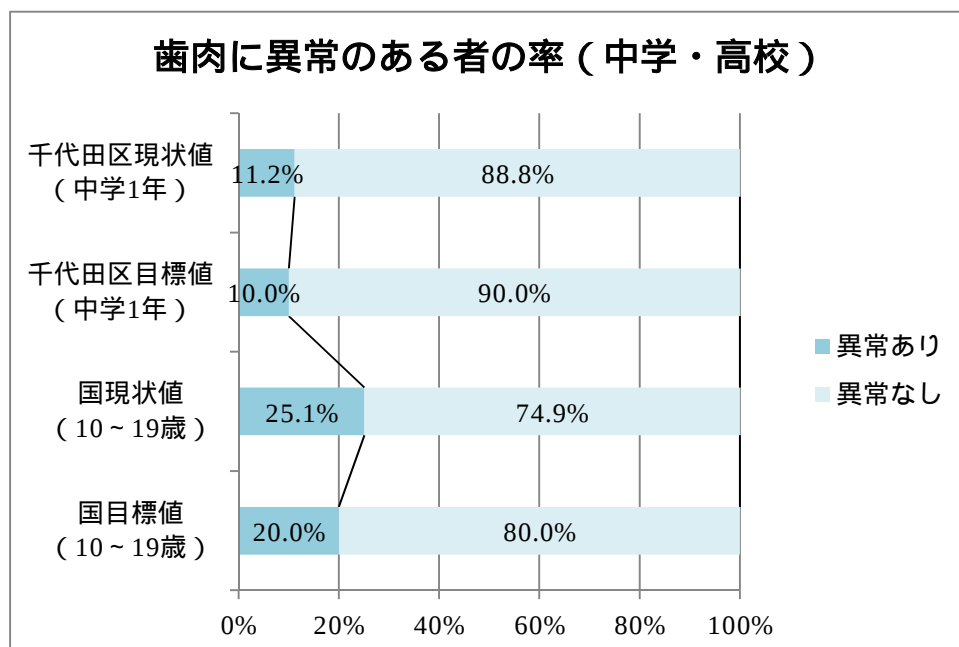


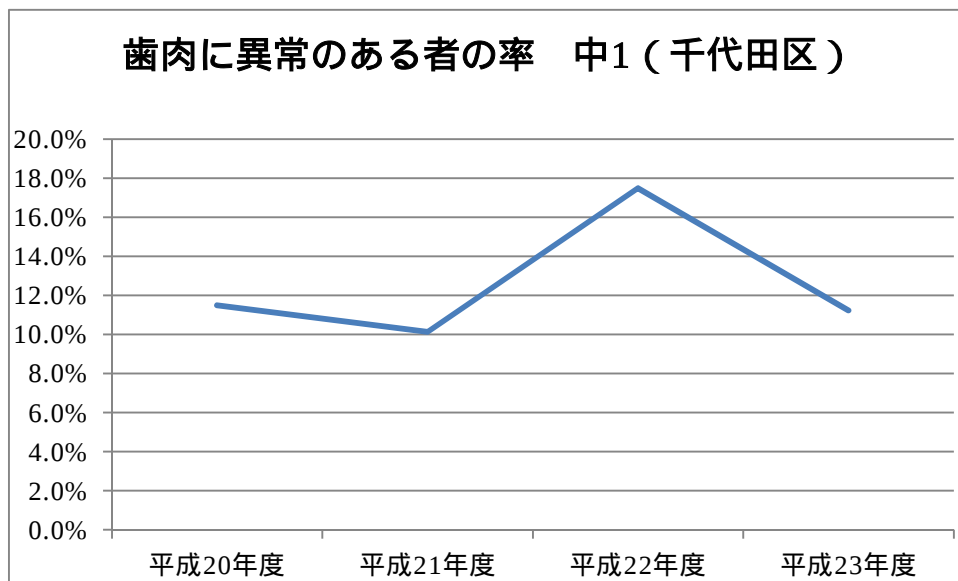


● 歯肉に異常のある者の率

千代田区（中学1年）		全国（10～19歳）	
現状値 （平成23年度）	目標値	現状値 （平成17年）	目標値
11.2%	10%	25.1%	20%

全国値は”歯肉に炎症所見を有する者”の率





成人期・高齢期

- 60歳で24本以上の自分の歯を有する者の率

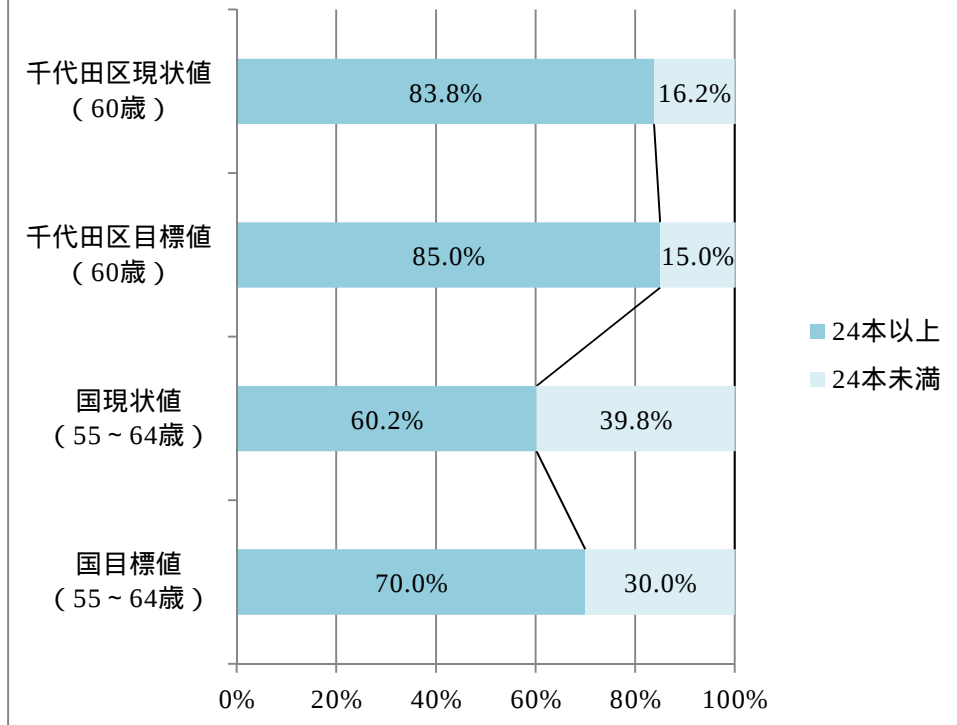
千代田区		全国（55～64歳）	
現状値 （平成20年度）	目標値	現状値 （平成17年）	目標値
83.8%	85%	60.2%	70%

- 80歳で20本以上の自分の歯を有する者の率

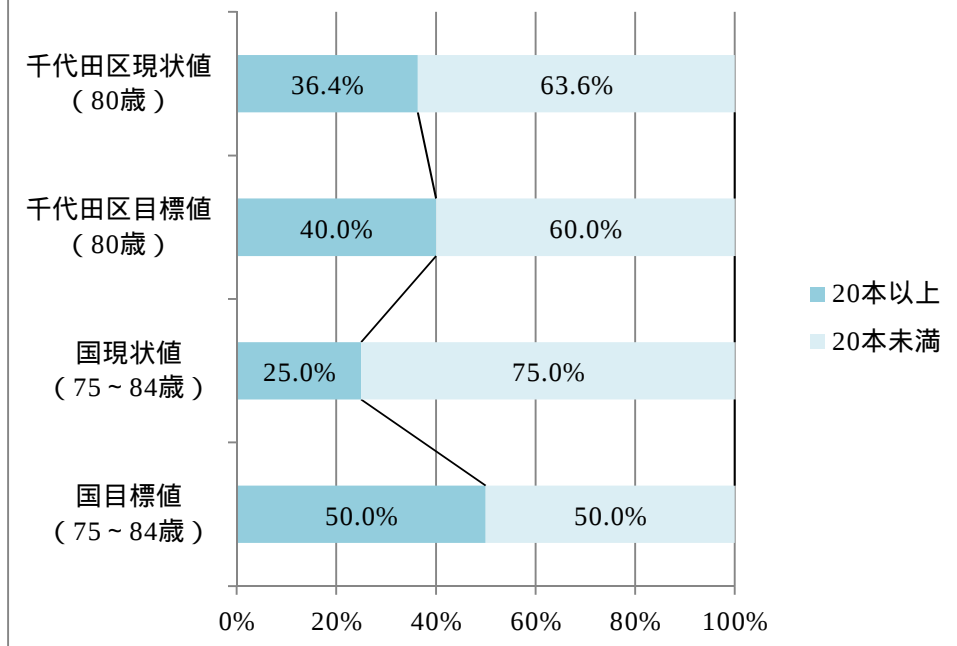
千代田区		全国（55～64歳）	
現状値 （平成20年度）	目標値	現状値 （平成17年）	目標値
36.4%	40%	25.0%	50%

千代田区現状値は、保健福祉総合計画策定のための区民アンケート調査結果（平成20年度）による。

60歳で24本以上の自分の歯を有する者の率



80歳で20本以上の自分の歯を有する者の率



千代田区歯と口腔の健康づくり推進条例（案）

千代田区歯と口腔の健康づくり推進条例案

（目的）

第1条 この条例は、歯と口腔の健康が質の高い生活を営む上で、また、健康寿命を延ばす上で重要な役割を果たしていることに鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関して基本理念を定め、千代田区（以下「区」という。）歯科医師等及び区民の責務と役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する区の施策の基本となる事項を定めることにより、もって区民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 歯と口腔の健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 区民が生涯にわたり、自ら日常生活において歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得及び維持・向上に取り組むこと。
- (2) 全ての区民が年齢に応じた適切かつ効果的な歯科健診、歯科保健指導、歯科相談、口腔ケア等の歯科口腔保健に関するサービス及び医療を受けられるよう、保健、医療、福祉及び教育の関係機関等（以下「関係機関等」という。）が連携して環境を整備すること。

（区の責務）

第3条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し実施するとともに、関係機関等の連携及び協力を図る責務を有する。

（歯科医師等の責務）

第4条 歯科医師等（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科保健医療及び保健指導に係る業務に携わる者をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、区が実施する歯と口腔の健康づくり施策に協力し、関係機関等との連携を図り、適切な歯科口腔保健に関するサービス及び医療を提供するよう努めるものとする。

（区民の責務）

第5条 区民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 区民は、区が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に参加し、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに自ら取り組むよう努めるものとする。

（関係機関等の責務）

第6条 関係機関等は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、区民の歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員が歯科健診等を受ける機会を確保し、従業員の歯と口腔の健康づくりの取り組みを支援するよう努めるものとする。

（基本的な計画）

第8条 区は、区民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、基本的な計画を策定するものとする。

（基本的な施策）

第9条 区は、区民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び広報
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する活動に関わる者との連携体制の構築
- (3) 乳幼児期、学齢期、成人期（妊産婦である期間を含む。）及び高齢期におけるそれぞれのライフステージの特性を踏まえた歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得及び維持・向上のための施策
- (4) 障害者、障害児及び介護を必要とする高齢者等の歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得及び維持・向上のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に必要な施策

（歯と口腔の健康づくり普及月間）

第10条 区は、毎年6月を歯と口腔の健康づくり普及月間とし、区民に広く歯と口腔の健康づくりの重要性を普及するための事業を実施するものとする。

（財政上の措置）

第 1 1 条 区は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（附則）

この条例は、公布の日から施行する。

・検討委員会委員意見抜粋



網羅的な表現の条例をつくり、幅広く対応できる体制づくり

当委員会では、「むし歯」や「歯周病」などの具体的な表現ではなく、「歯科疾患」や「口腔機能」、「口腔保健に関するサービス」など、網羅的に幅広く対応できる表現・内容の条例案を考えました。

今後、この案が実際に条例として制定されたあかつきには、様々なニーズや実状に対応した具体的な施策を、この条例の理念に基づいて、展開していったほしいと思います。



全ての年代で、歯も口も健康で質の高い生活を営む街へ

千代田区では、既に区が各年代を対象とした事業を行っており、その結果として、特に学童では23区でも1、2位を争うむし歯の少ない地域となりました。

これからも、各年代で日本一となるような目標を掲げ、千代田区が歯も口も健康で質の高い生活を営む街になってほしいと思います。



口の中全体への健康づくりの関心を高める

各年代において、中でも特に高齢者は、口の中の健康状態が生活の質や全身の健康状態に密接に関わっています。

むし歯や歯周病のみではなく、摂食、えん下、さらには口腔がん等の口の中の病気の予防や早期発見など、口の中全体への健康づくりへの関心を高めることに、この条例が役立つことを期待します。



区民歯科健診等の事業に参加しやすい環境づくり

定期的に歯科健診を受診する人ほど、むし歯や歯周病予防への関心が高く、歯みがき等もしっかり行う傾向があると思われます。

これからは、歯科健診等の事業内容を充実するだけでなく、区民が、どうすれば歯科保健事業に参加しやすくなるか、歯科健診に関心を持つようになるか等を考えていく必要があります。



昼間区民にも目を向けて

事業者が従業員に対して行う健診では、歯科健診が含まれないことがほとんどです。

歯科健診だけで、住んでいる自治体で受診するのは面倒であるため、結果的に歯科健診を受けない働き盛りの方たちが多くなっています。

千代田区は、昼間人口が夜間人口の 20 倍近くあり、これらの昼間区民についても目を向けることが、国民全体の利益につながるのではないのでしょうか。



（仮称）高齢者総合サポートセンターとの連携

平成 27 年度に開設予定の（仮称）高齢者総合サポートセンターとの連携により、情報提供や各種サービスの充実を図ってほしいと思います。

.検討経過

検討委員会開催内容（全３回）

	開催日	内 容
第一回	平成 24 年 5 月 31 日(木)	● 委嘱状交付 ● 条例案検討の趣旨、千代田区における歯科口腔保健の状況等の説明 ● 条例案検討のための素案（たたき台）を提示し、この素案を基に自由討論を行う。
第二回	平成 24 年 7 月 25 日(水)	● 第一回の議論を基に、修正条例案を提示 ● 自由討論
第三回	平成 24 年 8 月 28 日(火)	● 再修正条例案及び報告書案に関して自由討論 ● 区長へ報告書提出

各会議のインターバルに、メール、ファックス、郵便等で意見集約を行った。

第1回千代田区歯科口腔保健推進条例案検討委員会議事要旨

日時	平成24年5月31日(木) 19:00～	
場所	千代田保健所3階 多目的ホール	
出席者	委員	川口会長、木村副会長、植田委員、弘中委員、鈴木委員、小田嶋委員、杉山委員、元田委員、石井（実）委員、石井（綾）委員、大湯委員、
	事務局	鈴木特命担当部長地域保健課長事務取扱、高木健康推進課長、鈴木健康推進課歯科相談主査、三崎地域保健課医療連携係主査、浅野地域保健課医療連携係主任主事

■ 議事次第

1. 千代田保健所長挨拶
2. 委嘱状交付
3. 会長、副会長選任
4. 議事
 - 各資料説明
 - 条例案たたき台に関する各委員の自由意見
5. 次回以降の日程について

■ 主な意見、合意事項

1. 条例タイトルは「千代田区歯と口腔の健康づくり推進条例」とする。
2. ケン診の「ケン」の字は「健」で統一する。
3. 第3条と第6条の文言（「保健・医療・福祉・教育機関」と「保健、医療、福祉、教育等関係機関」）を統一する。
4. 「むし歯」、「歯周病」ではなく、「歯科疾患」、「口腔疾患」のように、大きく何にでも対応できる表現とする。

■ 個別の意見	
1. 条例の対象、範囲について	
■ 在勤者を健診事業等の対象に含めるか否か ➤ 千代田区の特殊性からみて対象とすべき。 ➤ 区民の立場からは、やはり対象は区民に限定し、事業者については従業員に関する努力義務にとどめることが妥当と考える。 ➤ 区としては、在勤者にまで範囲を広げることは困難であるのではないかと思う。 ■ 労働衛生について ➤ たたき台では労働衛生が外されているが、含めた方が良いのではないか。 ➤ 基礎的自治体である区においては、労働衛生まで権限が及ばないため、含めていない。 ■ “歯科”等の文言について ➤ “歯科健診”とすると、歯のない方はこない。”歯と口の病気”のような表現にすべきである。	
2. 口腔保健センターについて	
■ 条例に設立を謳うべきか。 ➤ 活動が集約された場所があると良い。 ➤ 箱ものよりもソフトの面を充実する方が条例には合っている。 ➤ 区内 3 歯科医師会としては、高齢者総合サポートセンターにスペースを作ってもらうように要望している。それと保健所 2 階の休日診療所との連携がうまくいけば、済むことだと思う。 ➤ 千代田区のように良い施設に恵まれている場所では、センターそのものはあまり考えなくてよい。ただし、無料健診、歯科健診の施設の充実が必要である。	
3. 健診について（2 条、7 条関係）	
■ “定期的”という文言を入れてほしい。 ■ 休日に学校などの身近な場所で行うなど、区民が健診を受けやすい環境をつくってほしい。 ■ 職場で健診を受けていると、区民健診にはなかなか足が向かず、結果的に職場では行わない歯科口腔健診を受診しない人間が多くなっている。	
4. 基本的施策について（9 条関係）	
■ むし歯とか歯周病とするよりは、大きく歯科疾患とか口腔疾患としておいた方が何にでも対応できる。そうすると、敢えて 3 号（幼児期及び学齢期のむし歯予防対策）と 4 号（成人期、障害者、要介護高齢者の歯周病対策	

	及び保健指導)を分ける必要がないのではないか。 ■ 脳梗塞や摂食・嚥下等の機能障害を持つ方の健康づくりについても考えた方が良い。 ■ 9条の基本的施策をもっと広げた方が良い。
	5. その他
	■ 条例の細則を別に作っておいた方が良い。 ■ 千代田区では学童期までは非常に手厚いサービスが行われており、23区でも1,2位を争う、実質的には日本で1,2位を争う子どものむし歯が少ない地域となっている。一方、成人及び高齢者に関しては、まだまだ施策を進める余地があると思う。 ■ 千代田区の特色として、超高齢化が進みやすい地域という考え方を持っておいた方が良い。 ■ 区民歯科健診受診者とそれ以外の者で、かなり保健行動に差がある。健診を受けない者へのアプローチが重要ではないか。 ■ 条例では基本理念をしっかりと謳い、具体的にはこれにのっとなって広げていくことになる。規定することにより、実際の動きを難しくしないようにしたい。

第 2 回千代田区歯科口腔保健推進条例案検討委員会議事要旨

日時	平成 2 4 年 7 月 2 5 日(水) 1 9 : 0 0 ~	
場所	千代田保健所 3 階 多目的ホール	
出席者	委員	川口会長、木村副会長、植田委員、弘中委員、鈴木委員、小田嶋委員、杉山委員、元田委員、石井（実）委員、石井（綾）委員、大湯委員、
	事務局	鈴木特命担当部長地域保健課長事務取扱、鈴木健康推進課歯科相談主査、三崎地域保健課医療連携係主査、浅野地域保健課医療連携係主任主事

■ 議事次第	
1.	千代田保健所長挨拶
2.	議事 各資料説明 条例修正案に関する意見交換
3.	報告書構成（案）について
4.	次回の予定について

■ 条例修正案に関する委員会としての合意事項	
第 1 条	● 「...健康寿命を延ばす上でも...」の「も」を削除する。 ● 「...区の施策の基本となる事項を定めること等により...」の「等」を削除する。
第 2 条	● 第 1 号の「歯科疾患や口腔疾患の予防に取り組むこと」を「歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上等に取り組むこと」に修正する。 ● 第 2 号の「歯科口腔保健サービス」を「<u>歯科口腔保健に関するサービス</u>」に修正する。 ● 第 2 号末尾の「環境を整備すること」の前に「<u>関係機関は連携して</u>」を加える。
第 3 条	● 「保健、福祉、教育等関係機関」を「保健、福祉、教育関係機関等」に修正する。

第 4 条	● 「歯科口腔保健サービス」を「 <u>歯科口腔保健に関するサービス</u> 」に修正する。
第 5 条	修正なし
第 6 条	● 「保健、医療、福祉、教育等関係機関」を「保健、医療、福祉、 <u>教育関係機関等</u> 」に修正する。
第 7 条	修正なし
第 8 条	修正なし
第 9 条	● 「障害者」を「障がい者」とするか否かに関して、現在法律上「障害者」が使われているため、「障害者」とする。 ● 第 3～4 号を、「ライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期、学齢期、成人期（妊産婦を含む。）高齢期における歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上を目的とした施策の実施を推進すること。」と、「障害者および介護を必要とする高齢者における歯科疾患の予防や口腔機能の獲得・維持・向上を目的とした施策の実施を推進すること。」の 2 つにまとめる。
第 10 条	修正なし
第 11 条	修正なし
第 12 条	修正なし
その他	● 今回の委員会の案について、意味等は一切変えない前提で、細かい言い回しや法律用語の整理等のために文章を整備することについては、区へ一任する。

■ 個別の意見	
1. 歯科疾患、口腔疾患、口腔機能等の用語について（第 2 条、第 9 条関連）	
	■ 歯科疾患、口腔疾患と並列でならべるのはおかしい気がする。歯科疾患は歯科で扱う病気をすべて含むものとし、口腔については、口腔機能の獲得・維持・向上又は獲得・保持という面が注目されているので、その方向で表現を考える方が良いのではないか。むし歯、歯周病だけでなく食育、摂食、嚥下についても対等に表現できて、網羅的になる。 ■ 「口腔機能の獲得」という表現は一般人にはわかりにくいのではないか。 ■ 「獲得」は、口腔機能が自然に備わっていない障害児を想定して使われている。また、嚥下障害をおこした高齢者のリハビリも、口腔機能を獲得させることを目的に行われている。「獲得」を使って良いと思う。

2. 事業者の責務について（第7条関連）	
	■ 「従業員が歯科健診を受ける機会を確保し」に「定期的」という言葉を入れてほしい。 ■ 「歯科健診」という言葉自体が「定期的」という意味を含んでいる。 ■ この条文は、歯科健診受診のための休暇を認めるなど、従業員が歯科健診を受診しやすい環境を整えるという意味であり、「定期的に」という言葉をいれると、意味が異なってくるのではないか。 ■ 労働安全衛生法に基づく、事業所が従業員に対して行う健診には、まだ歯科健診が含まれていない。条例に盛り込んで事業所にそこまで求めるのは難しいのではないか。 ■ 職場でも歯科健診を従業員に対して行うようになってほしい。もっと強い表現でも良いのではないか。在勤者の方が多いという千代田区の独自性ということでも必要だと思う。 ■ ここにだけ「定期的」と入れると、他の条文とのバランスが悪くなるのではないか。 ■ 努力義務ではあっても、事業者は従業員が歯科健診を受ける機会の「確保」に努めることとなっており、強い表現になっているのではないか。
3. 個別の施策について（第9条関連）	
	■ 介護従事者や介護施設職員の指導や研修も必要ではないか。 ■ 食育にも言及した方が良いのではないか。
4. 区が施策推進のために行う財政措置について（第11条関連）	
	■ 「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」を「努めねばならない」という強い表現にした方が良い。
5. 条例を大きくとらえた表現とすることについて	
	■ この条例は網羅的に大きくとらえた表現として、この条例を元に具体的な施策を考えていくうえでライフステージ別、疾患別の対策ができていくのだと思う。介護者への指導・研修その他も、その中に含まれるのではないか。
6. 今後の千代田区の施策について	
	■ 千代田区の特性は、やはり日本一高い目標値をたてられるということではないか。今後、この条例を具体化していく中で、高い目標値を立てて、それを実現していったほしい。

第3回千代田区歯科口腔保健推進条例案検討委員会議事要旨

日時	平成24年8月28日(火) 19:00～	
場所	千代田保健所3階 多目的ホール	
出席者	委員	川口会長、木村副会長、鈴木委員、小田嶋委員、杉山委員、元田委員、石井（綾）委員、大湯委員、石川区長
	事務局	石川区長、鈴木特命担当部長地域保健課長事務取扱 高木健康推進課長、鈴木健康推進課歯科相談主査 三崎地域保健課医療連携係主査、浅野地域保健課医療連携係主任主事
欠席者	植田委員、弘中委員、石井（実）委員	

■ 議事次第

1. 報告書案についての意見交換
2. 区長への報告
3. 懇談

■ 報告書案についての個別意見

1. 報告書案の採用について
 - 報告書案につき、修正意見等なし。案をとり、当委員会の報告として、区長へ提出
2. その他の意見
 - 条例案そのものの他に、条例を具体化する際の議論も委員会で討議した。その内容が報告書に記載されているため、ぜひ実行してほしい。
 - 条例をつくって終了ではなく、つくったところがスタートラインである。実際に区民の皆様の歯と口腔の健康づくりに、この条例が役立つことを願っている。

.千代田区歯科口腔保健推進条例案検討委員会委員名簿（敬称略・順不同）

No.	職名	氏 名	所 属 団 体 等
1	会長	川 口 陽 子	東京医科歯科大学大学院 健康推進歯学分野教授
2	副会長	木 村 博 子	地域保健担当部長(千代田保健所長)
3	委員	植 田 耕 一 郎	日本大学歯学部 摂食機能療法学講座教授
4	委員	弘 中 祥 司	昭和大学歯学部 スペシャルニーズ口腔医学講座准教授
5	委員	鈴 木 宗 一	日本歯科大学附属病院 口腔外科准教授
6	委員	小 田 嶋 敏 夫	千代田区歯科医師会会長
7	委員	杉 山 優	麹町歯科医師会会長
8	委員	元 田 文 治	丸の内歯科医師会会長
9	委員	石 井 実 和 子	東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校 教務主任
10	委員	石 井 綾 子	区民代表
11	委員	大 湯 賢 子	区民代表